第四号様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成　年　月　日
【発行者名】	
【代表者の役職氏名】⑵	
【本店の所在の場所】	
【事務連絡者氏名】	
【電話番号】	
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】⑶	
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

第一部【証券情報】

⑴【ファンドの名称】
⑵【内国投資信託受益証券の形態等】⑷
⑶【発行（売出）価額の総額】⑸
⑷【発行（売出）価格】⑹
⑸【申込手数料】⑺
⑹【申込単位】⑻
⑺【申込期間】
⑻【申込取扱場所】⑼
⑼【払込期日】
⑽【払込取扱場所】⑽
⑾【振替機関に関する事項】
⑿【その他】⑾

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】
⑴【ファンドの目的及び基本的性格】⑿
⑵【ファンドの沿革】⒀
⑶【ファンドの仕組み】⒁

２【投資方針】
⑴【投資方針】⒂
⑵【投資対象】⒃
⑶【運用体制】⒄
⑷【分配方針】⒅
⑸【投資制限】⒆

３【投資リスク】⒇

４【手数料等及び税金】㉑
⑴【申込手数料】㉒

⑵【換金（解約）手数料】㉓
⑶【信託報酬等】㉔
⑷【その他の手数料等】㉕
⑸【課税上の取扱い】㉖
５【運用状況】
⑴【投資状況】㉗
⑵【投資資産】
①【投資有価証券の主要銘柄】㉘
②【投資不動産物件】㉙
③【その他投資資産の主要なもの】㉚
⑶【運用実績】㉛
①【純資産の推移】㉜
②【分配の推移】㉝
③【収益率の推移】㉞
⑷【設定及び解約の実績】㉟
第２【管理及び運営】
１【申込（販売）手続等】㊱
２【換金（解約）手続等】㊲
３【資産管理等の概要】
⑴【資産の評価】㊳
⑵【保管】㊴
⑶【信託期間】㊵
⑷【計算期間】㊶
⑸【その他】㊷
４【受益者の権利等】㊸
第３【ファンドの経理状況】㊹
１【財務諸表】
⑴【貸借対照表】㊺
⑵【損益及び剰余金計算書】㊻
⑶【注記表】㊼
⑷【附属明細表】㊽
２【ファンドの現況】㊾
【純資産額計算書】平成　年　月　日
Ⅰ　資産総額
Ⅱ　負債総額
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）
Ⅳ　発行済数量
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）
第４【内国投資信託受益証券事務の概要】㊿
第三部【委託会社等の情報】
第１【委託会社等の概況】
１【委託会社等の概況】(51)
２【事業の内容及び営業の概況】(52)
３【委託会社等の経理状況】(53)
⑴【貸借対照表】(54)
⑵【損益計算書】(55)

⑶【株主資本等変動計算書】(56)
４【利害関係人との取引制限】(57)
５【その他】(58)
第２【その他の関係法人の概況】
１【名称、資本金の額及び事業の内容】(59)
２【関係業務の概要】(60)
３【資本関係】(61)
第３【その他】(62)
（記載上の注意）
⑴　一般的事項
ａ　有価証券届出書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすく記載すること。
　また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。
ｂ　記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。
ｃ　この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
ｄ　以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券届出書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
ｅ　当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券（以下ｅにおいて「特定預託証券等」と総称する。）である場合には、当該特定預託証券等について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部　証券情報」に記載し、信用格付（法第２条第34項に規定する信用格付をいう。⑷ｂにおいて同じ。）に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」⒀１に準じて記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。
　なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、この様式第二部中「第３　ファンドの経理状況」の次に「第３の２　その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第２　保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。
⑵　代表者の役職氏名
　当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること（法第27条の30の５第１項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。）。
⑶　届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額
ａ　当該届出により募集又は売出しをしようとする内国投資信託受益証券の募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。
ｂ　「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

⑷　内国投資信託受益証券の形態等

a　記名・無記名の別、単位型・追加型の別等を記載すること。ただし、振替内国投資信託受益権（内国投資信託受益証券に係る社債等振替法第121条の２第１項に規定する振替投資信託受益権をいう。）については、記名・無記名の別の記載を要しない。

b　当該届出に係る内国投資信託受益証券について、委託会社等（発行者たる内国投資信託受益証券に係る投資信託及び投資法人に関する法律第２条第11項に規定する投資信託委託会社又は同条第２項に規定する委託者非指図型投資信託の受託者である同法第47条第１項に規定する信託会社等をいう。以下この様式において同じ。）の依頼により、信用格付業者（法第２条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下ｂにおいて同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

⒜　当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

⒝　当該届出に係る内国投資信託受益証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第３項第３号の規定により当該届出に係る内国投資信託受益証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該届出に係る内国投資信託受益証券について、委託会社等の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。

⑸　発行（売出）価額の総額

a　当該届出により募集又は売出しをしようとする内国投資信託受益証券の募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。

b　「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

⑹　発行（売出）価格

a　申込単位１単位当たりの「発行価格」又は「売出価格」を記載すること。

なお、「発行価格」又は「売出価格」が変動する場合には、具体的な「発行価格」又は「売出価格」についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項（例えば、照会先の名称、電話番号、ホームページアドレス等をいう。以下この様式において同じ。）を具体的に記載すること。

b　「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

⑺　申込手数料

手数料の記載に当たっては、手数料の金額又は料率の上限のみを記載し、当該手数料の金額又は料率が上限である旨を併せて記載すること。また、具体的な手数料の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。

⑻　申込単位

申込単位の記載に当たっては、具体的な申込単位の記載に代えて、申込単位についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。

⑼　申込取扱場所

申込取扱場所の記載に当たっては、具体的な申込取扱場所の記載に代えて、申込取扱場所についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。

⑽　払込取扱場所

払込取扱場所の記載に当たっては、具体的な払込取扱場所の記載に代えて、払込取扱場所についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。

⑾　その他

a　申込証拠金がある場合には、その旨、申込証拠金の利息、申込証拠金のファンドへの振替、その他必要な事項を記載すること。

b　当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該届出に係る内国投資信託受益証券の発行が行われる場合には、その発行価額の総額等について記載すること。

⑿　ファンドの目的及び基本的性格

a　約款（その他これに類するものを含む。以下この様式において同じ。）に記載されたファンドの目的、信託金の限度額及び基本的性格（株式型・債券型・不動産型・その他の別等）について具体的に記載すること。

b　ファンドの特色について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

c　ファンドが、特定の投資信託証券のみを投資対象とし、その旨が当該特定の投資信託証券に係る約款に定められている場合には、当該特定の投資信託証券に係るファンドを含めた全体をファンドとみなして記載すること（以下この様式において同じ。）。

d　ファンドが、ファンド・オブ・ファンズ（投資信託証券への投資を目的とするファンド（ｃに該当する場合を除く。）をいう。以下この様式において同じ。）の形態をとる場合には、その旨が明確になるように記載すること。

e　ファンドが、投資ビークル（一定の資産の管理、運用又は処分を行う法人、組合等（第六号の五様式「記載上の注意」⑴ｆに規定する組合等をいう。）、信託その他これらに類するものであって、他の者がこれらへの投資を通じて資産の運用を行うために利用されるもの（ファンド・オブ・ファンズである場合を除き、信託にあっては受益者が当該一定の資産を直接に管理、運用又は処分するものと同視すべき場合を除く。）をいう。⒁ａにおいて同じ。）への投資を通じて資産の運用を行う形態をとる場合には、その旨が明確になるように記載すること。

⒀　ファンドの沿革

設定経緯、基本的性格の変更、金融商品取引所への上場等主な変遷について記載すること。

⒁　ファンドの仕組み

a　ファンドの仕組み（当該ファンドがファンド・オブ・ファンズの形態をとる場合又は投資ビークルへの投資を通じて資産の運用を行う形態をとる場合には、その仕組みも含む。）について図表等を用いて分かりやすく記載すること。

b　委託会社等及びファンドの関係法人（投資信託及び投資法人に関する法律第９条に規定する受託会社、ファンドの運用の指図の権限又は運用の権限を委託する場合の当該委託先、販売会社等をいう。以下この様式において同じ。）の名称（販売会社については記載しないことができる。）及びファンドの運営上の役割並びに委託会社等が関係法人と締結している契約等の概要について分かりやすく記載すること。

c　委託会社等の概況（資本金（有価証券届出書提出日の直近日現在の資本金の額）、簡単な沿革（設立経緯等）、大株主の状況（有価証券届出書提出日の直近日現在の所有株式数の多い順に３者程度についての氏名又は名称、住所（大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村（企業内容等の開示に関する内閣府令第21条第２項に規定する市町村をいう。）までを記載しても差し支えない。）、所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率）等）を記載すること。

⑮　投資方針

ファンドの運用に関する基本的態度（投資態度、運用方針、運用の形態、銘柄選定の方針（ファンドがファンド・オブ・ファンズの形態をとる場合には、投資先ファンドの選定の方針として投資先ファンドの投資実績全体を重視しているものか、投資先ファンドの具体的な投資先を重視しているものか等）等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

⑯　投資対象

a　投資対象とする資産の種類、内容等を具体的に記載すること。

b　投資基準及び種類別、地域別、業種別等による投資予定がある場合にはその割合等を記載すること。

c　ファンドが、ファンド・オブ・ファンズの形態をとる場合には、ファンドの純資産総額の10％を超えて投資する投資対象ファンドの名称・運用の基本方針・主要な投資対象及び委託会社等又はこれに類する者の名称を記載すること。

⑰　運用体制

ファンドの運用体制（組織、当該運用体制に関する社内規則、内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織、人員及び手続並びにこれらの者の相互連携等、委託会社等によるファンドの関係法人（販売会社を除く。）に対する管理体制等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

⑱　分配方針

約款に規定された分配方針を記載すること。

⑲　投資制限

a　法令又は約款に定められた投資制限についてその根拠及び内容を記載すること。

b　信用取引、借入れ、集中投資、他のファンドへの投資についてその制限の有無並びに制限がある場合にはその根拠及び内容を記載すること。

⑳　投資リスク

a　ファンドのもつリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

また、投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項を一括して分かりやすく記載すること。

b　投資リスクに対する管理体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

c　投資者がファンドの運用実績から投資リスクを把握できるよう、有価証券届出書提出日の直近日前５年以内における各月末について、当該ファンドに係る分配金再投資基準価額（税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算した内国投資信託受益証券１単位当たりの純資産額をいう。以下ｃ及びｄにおいて同じ。）及び年間リターン率（当該各月末の分配金再投資基準価額から当該各月末の１年前の分配金再投資基準価額を控除した額を当該各月末の１年前の分配金再投資基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。ｄにおいて同じ。）を、図表等を用いて分かりやすく記載すること。この場合、他の投資資産に投資した場合における投資リスクと適切に比較できるよう、有価証券その他の投資資産に係る６種類程度の指

標（客観的かつ公正な基準に基づき算出される指標であって継続的に公表されるものに限る。以下ｃにおいて同じ。）の年間騰落率（当該各月末の指標の値から当該各月末の１年前の指標の値を控除したものを当該各月末の１年前の指標の値で除して得た数に100を乗じて得た数）の当該直近日前５年以内における最大値及び最小値並びに平均値を、各指標ごとに、図表等を用いて分かりやすく記載すること。

ｄ　ｃにおいて、ファンドが設定されていない等の理由から当該各月末又は当該各月末の１年前の日の分配金再投資基準価額がなく、年間リターン率の算出ができない場合であって、ベンチマーク（特定の指標の変動率に当該ファンドに係る基準価額（内国投資信託受益証券１単位当たりの純資産額をいう。以下この様式において同じ。）の変動率を一致させることを目標とする場合（その旨が当該ファンドに係る約款に定められ、又は本有価証券届出書において記載されている場合に限る。）における、当該指標をいう。以下ｄにおいて同じ。）があるときには、当該ベンチマークを用いて基準価額を算出し、分配金再投資基準価額に代えて当該基準価額を用いて算出した年間リターン率を記載すること。ただし、投資者に誤解を生じさせるおそれのある場合には、この限りではない。

なお、当該年間リターン率を記載する場合には、過去の運用実績である年間リターン率ではなく、ベンチマークを用いて算出した年間リターン率を記載しているものである旨その他の投資者に誤解を生じさせることとならないようにするために必要な事項を明瞭に記載すること。

⑵⑴　手数料等及び税金

ａ　投資者が申込みから換金（解約）までの間に直接的に、又は間接的に負担することとなる費用（税金を除く。以下⑵⑴及び⑵⑸において「手数料等」という。）のうち、申込手数料の記載に当たっては、当該手数料の金額又は料率の上限のみを記載し、当該手数料の金額又は料率が上限である旨を併せて記載すること。

ｂ　申込手数料以外の手数料等の記載に当たっては、具体的な手数料等の金額又は料率の記載に代えて、手数料等の金額又は料率の上限のみを記載することができる。

ｃ　なお、具体的な手数料等の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。

⑵⑵　申込手数料

申込みに係る手数料について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期並びに当該手数料を対価とする役務の内容を記載すること。

⑵⑶　換金（解約）手数料

換金（解約）に係る手数料について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期並びに当該手数料を対価とする役務の内容を記載すること。

⑵⑷　信託報酬等

ファンドから支払われる報酬及び手数料の金額又は料率を記載し、かつ、これらのうち主要なものについて、支払先ごとに、その算出方法、支払うべき金額又は料率、支払方法及び支払時期並びにこれらを対価とする役務の内容を記載すること。

⑵⑸　その他の手数料等

ファンドに係る手数料等のうち⑵⑵から⑵⑷までに掲げる手数料等以外の手数料等がある場合には、当該手数料等の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載するとともに、主要な手数料等については当該手数料等を対価とする役務の内容を記載すること。

⑵⑹　課税上の取扱い

分配金、解約代金等についての課税上の取扱いについて、分かりやすく記載すること。

⑵⑺　投資状況

a　有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。ただし、併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号（同法第54条第１項により準用する場合を含む。）に規定する併合をいう。以下この様式において同じ。）により新たに内国投資信託受益証券が発行される場合には、併合効力発生日（併合の効力が発生する日をいう。以下この様式において同じ。）の直近日現在の各併合消滅ファンド（当該併合により消滅するファンドをいう。以下この様式において同じ。）の状況について記載すること。

b　投資資産についてはその種類別（有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産（以下この様式において「その他の資産」という。）にあっては具体的な内容等による区分その他の投資者が投資資産の投資状況を把握するために適切と考えられる種類）及び地域別（有価証券にあっては発行地又は上場金融商品取引所等の地域別（国別又はこれに準ずる地域区分をいう。）、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地又はこれに準ずる方法により区分した地域別）ごとに、価格（有価証券にあっては時価、不動産にあっては約款に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。）、その他の資産にあっては時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率（ファンドの純資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。⑵⑧ｃ、⑵⑨ｂ及び⑶⓪ｃにおいて同じ。）を記載すること。

⑵⑧　投資有価証券の主要銘柄

a　有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。ただし、併合により新たに内国投資信託受益証券が発行される場合には、併合効力発生日の直近日現在の各併合消滅ファンドの状況について記載すること。

b　投資有価証券（投資資産である有価証券をいう。以下⑵⑧において同じ。）のうち、評価額上位30銘柄について記載すること。

c　発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種（株式である場合に限る。）、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）、利率及び償還期限（債券（債券に表示されるべき権利について当該権利を表示する当該債券が発行されていない場合における当該権利を含む。）である場合に限る。）並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別（株式である場合に限る。）の投資比率を記載すること。

d　当該投資有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社等がある場合には、当該会社等の名称及び当該会社等の名称の開示を必要とする理由を記載すること。

e　投資有価証券の銘柄の名称は、明瞭に記載すること。

f　ファンドの運用状況を分かりやすく記載するため、投資有価証券を不動産又はその他の資産と併せて記載することが必要な場合には、不動産又はその他の資産と併せて「③　その他投資資産の主要なもの」に記載すること。

⑵⑨　投資不動産物件

a　有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。ただし、併合により新たに内国投資信託受益証券が発行される場合には、併合効力発生日の直近日現在の各併合消滅ファンドの状況について記載すること。

b　投資不動産（投資資産である不動産をいう。以下⑵⑨において同じ。）について、所在地による地域別、用途別、賃貸用・それ以外の別等に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有・それ以外の別、価格（約款に規定された評価

方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。））、担保の内容、不動産の状況（不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項）、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合にはその旨）及び調査者の氏名又は名称並びに投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下ｂにおいて「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近５年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下ｂにおいて同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10％以上を占めるもの）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近５年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10％以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。

ｃ　ファンドの運用状況を分かりやすく記載するため、投資不動産を有価証券又はその他の資産と併せて記載することが必要な場合には、有価証券又はその他の資産と併せて「③　その他投資資産の主要なもの」に記載すること。

⑶⓪　その他投資資産の主要なもの

ａ　有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。ただし、併合により新たに内国投資信託受益証券が発行される場合には、併合効力発生日の直近日現在の各併合消滅ファンドの状況について記載すること。

ｂ　投資資産のうちその他の資産について、当該その他の資産の種類又は性質ごとに記載すること。

ｃ　その他の資産について、その有する特性に応じて、その他の資産の概況（例えば、名称、所在地、用途、面積、構造及び性能）、その他の資産の価値の評価に関する事項（例えば、その他の資産の公正と認められる価格（評価方法及び評価者の氏名又は名称等を含む。）、担保の内容、その他の資産の価値の評価に重要な影響を及ぼす事項）、その他の資産から生ずる収益に関する事項（例えば、その他の資産から生じた収益の状況（その内訳を含む。）、収益を生ずる源泉となる事業等の具体的な実績及び当該実績を評価する上で参考となる情報）その他投資判断に重要な影響を及ぼす事項を、分かりやすく記載すること。また、その他の資産のうち取引所で取引される資産については当該取引所、権利の相手方があるものについては当該権利の相手方の住所又は所在地の区分による地域別に区分し、当該資産ごとに資産の名称、数量、価格（簿価及び時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率も記載すること。

ｄ　投資資産が有価証券又は不動産に係る権利である場合には、当該権利の内容（種類、存続期間等）及び当該権利の目的物の内容（⑵⑻ｃ又は⑵⑼ｂに掲げる事項）を記載すること。

ｅ　投資資産がｄに掲げる権利以外の権利である場合には、ｄに準じて記載すること。

⑶⑴　運用実績

ａ　運用実績の記載に当たっては、図表等により分かりやすく記載すること。

ｂ　併合により新たに内国投資信託受益証券が発行されるため又は運用実績に係る期間内に併合があったため運用実績の対象となる期間が全部又は一部存在しない場合には、存在しない期間については、各併合消滅ファンドの運用実績を記載すること。

⑶② 純資産の推移

有価証券届出書提出日の直近日、同日前１年以内における各月末及び直近10計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。）（６月を１計算期間とするファンド（同条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしているファンドを含む。⑶③、⑶④及び⑶⑤ａにおいて同じ。）にあっては、20計算期間）の各計算期間末について、ファンドの純資産総額及び基準価額を記載すること。この場合において、各月末又は各計算期間末に分配が行われているときは、分配付及び分配落の額を記載すること。

なお、当該届出に係る内国投資信託受益証券が金融商品取引所に上場されている場合には、金融商品取引所の市場相場及び当該金融商品取引所の名称を付記すること。

⑶③ 分配の推移

有価証券届出書提出日の直近10計算期間（６月を１計算期間とするファンドにあっては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、内国投資信託受益証券１単位当たりの分配の額を記載すること。

⑶④ 収益率の推移

有価証券届出書提出日の直近10計算期間（６月を１計算期間とするファンドにあっては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、収益率（計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。）を記載すること。

⑶⑤ 設定及び解約の実績

ａ　有価証券届出書提出日の直近10計算期間（６月を１計算期間とするファンドにあっては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、設定総額又は設定数量及び解約総額又は解約数量を記載すること（本邦外における販売又は解約の実績がある場合は、当該販売総額又は販売数量及び解約総額又は解約数量を内書にすること。）。

ｂ　併合により新たに内国投資信託受益証券が発行されるため又は設定及び解約の実績に係る期間内に併合があったため設定及び解約の実績の対象となる期間が全部又は一部存在しない場合には、存在しない期間については、各併合消滅ファンドの設定及び解約の実績を記載すること。

⑶⑥ 申込（販売）手続等

ａ　内国投資信託受益証券の申込みについてその手続及び受渡方法等を記載すること。

ｂ　積立方式による販売、生命保険契約等他の商品との組合せ販売及びその他特殊なサービスを伴う販売について、その内容を詳細に記載すること。

ｃ　内国投資信託受益証券１単位当たりの販売価格が基準価額と異なる場合には、当該販売価格の算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。

⑶⑦ 換金（解約）手続等

ａ　内国投資信託受益証券の換金（解約）についてその手続及び受渡方法等を記載すること。

ｂ　内国投資信託受益証券１単位当たりの換金価格についてその算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。

⑶⑧ 資産の評価

基準価額についてその算出方法（有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。）、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。

⑶⑨ 保管

内国投資信託受益証券の保管に関する事項を記載すること。ただし、振替内国投資信託受益権については、この限りでない。

⑷⓪　信託期間

ファンドの存続期間について記載すること。

⑷①　計算期間

ファンドの計算期間について記載すること。

⑷②　その他

a　ファンドの解散又は償還条件等について記載すること。

b　約款の変更、関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方法に関する事項その他重要事項を記載すること。

⑷③　受益者の権利等

分配金の受領権、償還金の受領権、内国投資信託受益証券の換金（解約）請求権その他の権利に関しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手続について記載すること。

⑷④　ファンドの経理状況

a　財務諸表又は中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号。以下この様式において「中間財務諸表等規則」という。）第１条第１項に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号）第３条第１項に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。以下ａ及び⑸③ａにおいて同じ。）を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第５条第５項において準用する同条第１項、第24条第５項において準用する同条第１項又は第24条の５第３項において準用する同条第１項の規定により提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書によるものとする。

b　以下の「記載上の注意」によりがたいやむを得ない事情がありこれらに準ずる方法により記載する場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。

c　最近２計算期間において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。

d　併合によりファンドの最近計算期間に係る財務諸表又は中間財務諸表を作成していない場合には、各併合消滅ファンドの最近計算期間に係る財務諸表又は中間財務諸表を記載すること。ファンドの最近計算期間に係る財務諸表又は中間財務諸表において比較情報（財務諸表等規則第６条又は中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報をいう。以下ｄにおいて同じ。）が含まれていない場合には、当該財務諸表又は中間財務諸表に加えて、各併合消滅ファンドの直近の財務諸表又は中間財務諸表（これらの比較情報を除く。）を記載すること。

⑷⑤　貸借対照表

最近計算期間に係る貸借対照表について記載すること。ただし、１年を１計算期間とするファンドについて、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して９月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して６月を経過する日（⑷⑥ａ及び⑷⑦において「中間

貸借対照表日」という。）現在の貸借対照表をいい、中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。⑷⑹ａ及び⑷⑺において同じ。）も記載すること。

⑷⑹　損益及び剰余金計算書

ａ　最近計算期間に係る損益及び剰余金計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益及び剰余金計算書（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益及び剰余金計算書をいい、中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

ｂ　記載金額中、損失金額を表示する場合は、△印を付記すること。

⑷⑺　注記表

最近計算期間に係る注記表について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間注記表（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る注記表をいい、中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

なお、注記表を作成していない場合は、貸借対照表並びに損益及び剰余金計算書に関連する注記を記載すること。

⑷⑻　附属明細表

最近計算期間の附属明細表を示すこと。

⑷⑼　ファンドの現況

有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。ただし、併合により新たに内国投資信託受益証券が発行される場合には、併合効力発生日の直近日現在の各併合消滅ファンドの状況について記載すること。

⑸⑽　内国投資信託受益証券事務の概要

当該届出に係る内国投資信託受益証券に関し、次の事項を記載すること。

ａ　名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

ｂ　受益者等に対する特典

ｃ　内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

ｄ　その他内国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

⑸⑴　委託会社等の概況

ａ　有価証券届出書提出日の直近日現在の委託会社等の資本金の額並びに委託会社等が発行する株式の総数及び発行済株式総数を記載すること。

なお、最近５年間における資本金の額の増減についても併せて記載すること。

ｂ　委託会社等の機構について記載すること。なお、投資運用の意思決定機構については、特に詳細に記載すること。

⑸⑵　事業の内容及び営業の概況

内国投資信託受益証券の委託会社等が複数のファンドを運用している場合には、ファンドの種類別（基本的性格）の本数及び有価証券届出書提出日の直近日現在における純資産額の合計額を記載すること。

⑸⑶　委託会社等の経理状況

ａ　委託会社等の財務諸表又は中間財務諸表について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第５条第１項、第24条第１項又は第24条の５第１項の規定により提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新た

に監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書によるものとする。

ｂ　委託会社等が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第１条第28号に規定する継続開示会社をいう。）に該当する者である場合には、⑸から⑹までの記載及びａに規定する書類の添付に代えて、同令第二号様式「第三部　提出会社の保証会社等の情報」の「第１　保証会社情報」の「２　継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている委託会社等の直近の有価証券報告書（同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。）及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される四半期報告書（同条第18号の５に規定する四半期報告書をいう。以下ｂにおいて同じ。）（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書（同条第19号に規定する半期報告書をいう。）並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

⑸　貸借対照表

委託会社等の最近事業年度に係る貸借対照表について記載すること。ただし、１年を１事業年度とする委託会社等について、最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して９月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該事業年度に係る中間貸借対照表（事業年度開始の日から起算して６月を経過する日（⑸において「中間貸借対照表日」という。）現在の貸借対照表をいい、中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。⑸において同じ。）も記載すること。

⑸　損益計算書

委託会社等の最近事業年度に係る損益計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（事業年度開始の日から当該事業年度に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいい、中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

⑹　株主資本等変動計算書

委託会社等の最近事業年度に係る株主資本等変動計算書について記載すること。

⑺　利害関係人との取引制限

委託会社等及び関連会社の取締役又は主要株主との間の取引についての制限の有無並びに制限がある場合はその根拠及びその内容を記載すること。

⑻　その他

ａ　定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について記載すること。

ｂ　訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼすことが予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。

⑼　名称、資本金の額及び事業の内容

資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。

⑽　関係業務の概要

ファンドの運営に関する関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合はその概要を記載すること。

⑾　資本関係

委託会社等と他の関係法人との資本関係を記載すること。

⑿　その他

当該募集又は売出しに係る目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。

⑹3　組織再編成（公開買付け）に関する情報

内国投資信託受益証券に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け（法第27条の３第１項に規定する公開買付けをいう。）につき内国投資信託受益証券をその買付け等（法第27条の２第１項に規定する買付け等をいう。）の対価とする場合において、法第27条の４第１項の規定により当該公開買付けに係る公開買付届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときには、「第一部　証券情報」の次に「組織再編成（公開買付け）に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の六様式「記載上の注意」⑴から⑼までに準じて記載すること。